

令和元年大崎上島町議会（第3回）定例会会議録（第2号）

- 1 令和元年9月20日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。
- 2 出席した議員は次のとおりである。

1番 尾 尻 康 二	2番 越 田 賢 一
3番 閑 田 大 祐	4番 浜 田 明 利
5番 水 橋 直 行	6番 森 若 巖
7番 浜 田 幸 造	9番 渡 辺 年 範
10番 道 林 清 隆	11番 上青木 至
12番 信 谷 俊 樹	
- 3 欠席した議員は次のとおりである。

8番 前 田 太
- 4 会議録署名議員は次のとおりである。

6番 森 若 巖	7番 浜 田 幸 造
----------	------------
- 5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長 川 野 義 彦	書 記 亀 井 成 美
----------------	-------------
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町 長 高 田 幸 典	副 町 長 望 月 邦 彦
教 育 長 出 口 一 伸	総務企画課長 山 本 秀 樹
住 民 課 長 石 本 五 十 鈴	会 計 課 長 森 下 哲 成
福 祉 課 長 池 田 真 二	保 健 衛 生 課 長 水 下 泉
地 域 経 営 課 長 坂 田 誠	建 設 課 長 藤 原 通 伸
上 下 水 道 課 長 河 田 昭 司	教 育 課 長 石 田 修 次
- 7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第 1 報告第 5号 専決処分した事件の報告について	
第 2 報告第 6号 専決処分した事件の報告について	
第 3 報告第 7号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について	
第 4 議案第12号 消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例について	

- 第 5 議案第 1 3 号 大崎上島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 1 4 号 大崎上島町離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 1 5 号 大崎上島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 1 6 号 大崎上島町在宅医療推進会議設置条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 1 7 号 大崎上島町共同墓地条例の一部を改正する条例について
- 第 1 0 議案第 1 8 号 大崎上島町集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 第 1 1 議案第 1 9 号 大崎上島町下水道条例の一部を改正する条例について
- 第 1 2 議案第 2 0 号 大崎上島町立大崎上島幼稚園管理条例の一部を改正する条例について
- 第 1 3 議案第 2 1 号 大崎上島町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて
- 第 1 4 議案第 2 2 号 平成 3 1 年度大崎上島町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 5 議案第 2 3 号 平成 3 1 年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 6 議案第 2 4 号 平成 3 1 年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 7 議案第 2 5 号 平成 3 1 年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 8 議案第 2 6 号 平成 3 1 年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 9 議案第 2 7 号 平成 3 1 年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 0 議案第 2 8 号 平成 3 1 年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

- 第 2 1 議案第 2 9 号 平成 3 1 年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 2 2 議案第 3 0 号 平成 3 1 年度大崎上島町漁港管理特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 2 3 議案第 3 1 号 平成 3 1 年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 2 4 議案第 3 2 号 平成 3 1 年度大崎上島町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 2 5 議案第 3 3 号 財産の取得について
- 第 2 6 議案第 3 4 号 平成 3 1 年度大崎上島町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 第 2 7 決算特別委員会の設置について
- 第 2 8 認定第 1 号 平成 3 0 年度大崎上島町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 9 認定第 2 号 平成 3 0 年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 0 認定第 3 号 平成 3 0 年度大崎上島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 1 認定第 4 号 平成 3 0 年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 2 認定第 5 号 平成 3 0 年度大崎上島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 3 認定第 6 号 平成 3 0 年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 4 認定第 7 号 平成 3 0 年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 5 認定第 8 号 平成 3 0 年度大崎上島町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 6 認定第 9 号 平成 3 0 年度大崎上島町漁港管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 7 認定第 1 0 号 平成 3 0 年度大崎上島町交通事業特別会計歳入歳出決算認定について

第38 認定第11号 平成30年度大崎上島町干拓地管理特別会計歳入歳出決算  
認定について

第39 認定第12号 平成30年度大崎上島町水道事業会計決算認定について

第40 発議第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）について

第41 各常任委員会及び議会運営委員会、各特別委員会の閉会中  
の事務調査の承認について

8 会議の経過は次のとおりである。

午前9時00分 開議

○議長（信谷俊樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達していますので、これより令和元年第3  
回大崎上島町議会定例会第2日目を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○議長（信谷俊樹君） 日程第1、報告第5号専決処分した事件の報告についてを議題と  
いたします。

提出者より報告の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 報告第5号専決処分した事件の報告について説明を申し上げます。

本報告は、損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき  
専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

内容は、令和元年6月24日に大崎上島町沖浦809番地1に設置の木越住宅の管理の  
ための除草作業中に、草刈り機の刈刃に接触した小石が飛散し、付近に駐車しておりました  
相手方所有車両の窓ガラス1枚を損傷させたため、その修理費2万1,060円を損害  
賠償額として示談処理を行ったものです。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで報告の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 日程第2、報告第6号専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者より報告の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 報告第6号専決処分した事件の報告について説明を申し上げます。

本報告は、損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

内容は、令和元年6月1日に相手方が大崎上島町東野6625番地57の白水港隣接駐車場において、駐車場に入ろうとして側溝の鉄板を踏んだときに鉄板が外れて落下し、その際に転倒して負傷をしたため、その治療費8,650円を損害賠償額として示談処理を行ったものでございます。

以上です。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） これで報告の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○3番（閑田大祐君） この件については治療費ということでもいいんですけども、同じような状況、状況というのが側溝に鉄板がかけられているところで、同じような危険箇所というのが町内至るところにまだあるのではないかと思うんですけど、その辺の対処はどのように考えておられますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 閑田議員の質問にお答えいたします。

まず、この当該場所については直ちに新しいグレーチングに交換するという事で対処を行いました。質問のあったその他はどうしていくのかっていうところですけども、港湾関係については一通り見直しをして、一部側溝について埋めれるところは埋めていくというのを今、課内で協議中でございます。いずれにしても安全対策は大切なので、点検し

ながら実施していきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員、誰かほかに答弁を求めるんですか。手を挙げてもう一回。

閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 今、港湾関係はということだったんですけど、いろいろな施設があるわけですね。ほかの町の財産、施設の例えば入り口であるとかそういったところなんかはどのようになっとるんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 町が管理しております公共施設等につきましては定期的に点検等を行っておりますが、今回の件を踏まえまして再度調査をするようにいたします。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 日程第3、報告第7号平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書についてを議題といたします。

提出者より報告の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 報告第7号平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書についてご説明を申し上げます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、平成30年度の健全化判断比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものです。

報告書の1ページをごらんください。

平成30年度健全化判断比率報告書の総括表でございます。

健全化判断比率には、区分覧のとおり実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標がございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率の2指標は、一般会計等の実質収支が黒字のため該当はございません。また、将来負担比率についても、将来負担額を充当可能財源額等が上回っているため該当はございません。実質公債費

比率につきましては、比率が10.1%で、前年度の10.7%に比べて数値は改善をいたしており、早期健全化基準の25.0%と比較いたしましてもおおむね良好な数値にあると認識をいたしております。

しかしながら、どの指標も標準財政規模に対する割合で示しており、一般財源には町税や地方交付税が大きな割合を占めているため、国の経済状況や制度改正等により大きく左右をされます。普通交付税等の収入が減少すれば、標準財政規模が小さくなり、判断比率の数値が上がるということになります。監査委員の意見書のまとめにも記載されておりますが、今後収入の確保に努めるとともに経費の削減、業務の効率化を図り、採算性の向上を目指した事業運営を行っていかねばなりません。将来にわたりその点について十分留意し、より一層の健全な財政運営を図っていく必要があると考えております。

次に、報告書の6ページ、平成30年度資金不足比率でございますが、資金不足が生じた公営企業はないため該当はございません。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで報告の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 日程第4、議案第12号消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第12号消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律の施行により、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税を合わせた税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、本町の管理する施設の使用料等について所要の改正を行うものです。

主な内容は、大崎上島町が管理する34施設の使用料等の改正について関係条例の改正を一括して整理することとし、上程するものです。

詳細については、総務企画課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例について説明を申し上げます。

まず、改正する条例の数でございますが、第1章総務企画課関係、第1条大崎上島町行政財産使用料条例の一部改正から第8章教育課関係、第34条大崎上島町大崎陶芸の館条例の一部改正まで、34の条例につきまして関係条例の整理に関する条例として一括して上程をいたしております。

引き上げ対象使用料等の計算方法につきましては、外税の場合、100分の108を100分の110として消費税等の引き上げ分を転嫁し、内税の場合、一部例外はございますが基本的に消費税5%時点の単価に105分の110を乗じた額とし、円未満の端数は切り捨てることとしております。これは、平成26年4月1日に5%から8%に引き上げた際、円未満の端数を切り捨てていることから、より正確な転嫁を行うため現行の単価に108分の110を乗じた額とするのではなく、消費税5%時点の単価に105分の110を乗じた額とするものでございます。

次に、端数処理の方法についてでございますが、消費者庁の通知により、端数処理は合理的かつ明確な方法により行うこととされております。今回の改正においては前回の5%から8%に引き上げたときと同じく、公の施設の使用料につきましては、原価算定時は1円単位を10円に切り上げ、消費税算定時は10円未満を切り捨てとし、水道使用量につきましては、現行の使用料が原価に消費税8%を乗じ、1円未満切り捨てとしておりますので、同様に原価に改正消費税率の10%を乗じ、1円未満切り捨てにより算定をいたしております。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

越田議員。

○2番（越田賢一君） 今回、税率の改正ということで使用料等が変更されるわけですが、多くの町のこういうふうな使用料などは内税という形になってますよね、今現在。外税というものが余りないですよ。外税であればこういうふうな国の税率が変わるたびに条例の改正とかしなくても済むと思うんですけども、果たしてどっちがいいんかというのは、それはちょっとよくわからないんですけど、内税にしているメリット等を教えてください。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 越田議員の質問にお答えします。

メリットということでございますが、消費税が導入される前からの金額に消費税を転嫁しているだけだと考えております。おっしゃられた外税につきましては、次回の改正もしくはその条例の改正時に使用料等の改正があったときに原価を再算定して外税方式も導入することも検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第12号消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第5、議案第13号大崎上島町印鑑の登録及び証明に関する

条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第13号大崎上島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、平成31年4月17日に住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、住民票やマイナンバーカード等へ旧氏を併記できるとされたことに伴い、総務省から通知された印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に準拠し、登録を受けようとする印可に旧氏をあらわしたものを加えるとともに印鑑登録証明書に旧氏を併記するよう改正するものでございます。

詳細については、担当課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 住民課長。

○住民課長（石本五十鈴君） 大崎上島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について詳細を申し上げます。

社会において旧姓を使用しながら活動する女性が増加している中、さまざま活動の場面で旧姓を使用しやすくなるようにとの閣議決定を踏まえ、住民票やマイナンバーカード等へ旧氏を併記できるよう住民基本台帳法施行令等の一部改正が行われました。これにより、婚姻等で氏に変更があった場合でも、従来称していた氏を住民票やマイナンバーカード等に併記し、証明することができるようになるため、旧氏を契約などさまざまな場面で活用することや就職や職場等での身分証明書とすることができるようになります。個人の印鑑登録は、国の法定受託事務以外の市町村の自治事務であり、その取り扱いは各自治体の条例によるものとされております。住民基本台帳法施行令の一部改正で住民票やマイナンバーカード等で旧氏による本人確認が可能となりましても、登録されている印鑑が旧氏でなければ契約等の手続がスムーズに行えない場面が出てくることなどから、総務省の通知を準拠し、一部改正するものでございます。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第13号大崎上島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第6、議案第14号大崎上島町離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第14号大崎上島町離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、特別償却設備設置者に対し、固定資産税を取得後3カ年度に限り課税免除と規定している特別焼却設備の取得期間が離島振興法第20条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令で定められていることから、本条例において執行期日を定める必要はないため、附則第2項を削除するものです。また、条文中法令の引用条項について所要の改正を行っております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第14号大崎上島町離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第7、議案第15号大崎上島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第15号大崎上島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、幼児教育、保育の利用者負担額の無償化、その他所要の改正を行うものです。

主な改正内容は、幼児教育、保育の利用者負担額の無償化に係る国の基準に伴う改正に加え、町単独事業として食事の提供に要する費用についても利用者負担額を無償とし、子育て世代の支援を行うものです。

詳細については、担当課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいま

すようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 大崎上島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、大崎上島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を幼児教育、保育の無償化に伴い、食事の提供に要する費用の取り扱いの変更、用語の整理、その他所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、特定教育・保育を提供した際の利用者負担額について、支払う保護者の範囲を満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者とする改正でございます。国の基準に伴う改正に加えて、町単独事業として食事の提供に要する費用についても無償化の対象となる全ての利用者の負担額を無償とすることし、支払う保護者の範囲を満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者とするもので、第13条第4項第3号中食事の提供に要する費用、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限るを、満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供に要する費用に改めるものです。また、国の政令の一部改正に伴い、用語について支給認定を教育・保育給付認定に改め、支給認定保護者を教育・保育給付認定保護者に改め、支給認定子どもを教育・保育給付認定子どもに改正するものです。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第15号大崎上島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第8、議案第16号大崎上島町在宅医療推進会議設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第16号大崎上島町在宅医療推進会議設置条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、介護保険制度の改正により、地域支援事業の包括的支援事業において在宅医療・介護連携推進事業が創設されたため、大崎上島町在宅医療推進会議設置条例の題名、設置規程及び所掌事務の一部を改正するものです。

主な改正内容は、題名を大崎上島町在宅医療・介護連携推進会議設置条例とし、第1条では、在宅医療と介護の連携を推進し、多職種協働による継続的な在宅医療及び介護を提供できる支援体制を構築する内容に、第2条では、在宅医療を介護と連携した内容に改正するものです。

以上です。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第16号大崎上島町在宅医療推進会議設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第9、議案第17号大崎上島町共同墓地条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第17号大崎上島町共同墓地条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、大崎上島町共同墓地条例について管理及び運営の適正化を図るため、所要の改正を行うものです。

主な改正内容は、第5条において使用者の資格の明確化を、第6条において使用料規程の追加を、第9条において墓地返還時の原状回復を明記するなどの改正をするものです。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 第9条のところなんですけども、使用する必要がなくなったときってというのが現実には起こり得るんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（水下 泉君） 例えば、こちらのほうに現状墓地を持たれとった方が島外にお住まいの方で、改葬といって墓じまいをしてやめるときにもうこちらのほうで墓地は必要なくなったから返還しますっていうふうな手続を……。

○3番（閑田大祐君） 自分の住まいに近いところに持っていく。

○保健衛生課長（水下 泉君） はい。ということでございます。

○議長（信谷俊樹君） 越田議員。

○2番（越田賢一君） 根本的などこでこの両霊園の使用に関して一度借りる許可を得た場合、今の閑田議員の質問じゃないですけども、自分でやめたいと言わない限りは永久に使用してもいいということなんですけども、今現在あきは両霊園でどれぐらいありますか。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（水下 泉君） 長島霊園につきましては一応今のところあきはない状態ですけども、横浜霊園につきましては今5区画ほどあいた状態です。それと、精査しましてできれば公募のほうをというふうな形で、今準備、精査しているところでございます。

○議長（信谷俊樹君） 越田議員。

○2番（越田賢一君） ということは、あきのある霊園のほうは公募するということですか。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（水下 泉君） 以前も、合併以降も2回ほど公募しております。同じように公募をして、あいたところをまた使用できるような形で進めたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 先ほどちょっと墓じまいという話が出たんですけど、今の町営の霊園で墓じまいをした例があるんでしょうか。で、どのように処理されたんか、あればお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（水下 泉君） 墓じまいのほうで、都会に霊園を求められて改葬というふうな形で、今ある横浜霊園なり長島霊園の墓地の墓石等を全部撤去して原状回復というふうなことで墓地の霊園をやめられるというふうなことは何件かございます。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） その際、問題なく済んだということでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（水下 泉君） 特段問題はございません。改葬の許可というふうな形で

許可書のほうを出して移転するので、移転先についてはこういう形でここに移転するのを許可しますよというふうな許可書を提出していただいて移転しますので、何ら支障はないというふうに考えてます。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第17号大崎上島町共同墓地条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第10、議案第18号大崎上島町集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第18号大崎上島町集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律の施行により、令和元年10月1日に消費税及び地方消費税を合わせた税率8%から10%に引き上げられることに伴い、集落排水処理施設の使用料の改正及びその他所要の改正を行うものです。

主な改正内容は、別表第2において定める使用料の額を消費税率8%から10%の額に

改正するとともに、その他施設名等について改正をするものです。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 全体的なことでお伺いしたいんですけども、消費税関連でいうと先ほど一括上程の分がありましたけど、この後また別個でこうやって消費税関係出てきますよね。これは特別会計分は別にしとるということでよろしいのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 閑田議員の質問にお答えします。

消費税のみの改正でございましたら先ほど説明させていただきました一括で計上するものでございますが、本条例につきましては消費税だけではなく施設名の改正が含まれております。ただ単純に字句訂正だけであれば先ほどの一括上程に入れるのですが、施設名の改正がございましたので別で上程させていただきました。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） よろしいです。

○3番（閑田大祐君） はい。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第18号大崎上島町集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第11、議案第19号大崎上島町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第19号大崎上島町下水道条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律の施行により、令和元年10月1日に消費税及び地方消費税を合わせた税率8%から10%に引き上げられることに伴い、下水道の使用料の改正及びその他所要の改正を行うものです。

主な改正内容は、別表において定める使用料の額を消費税率8%から10%の額に改正するとともに、その他文言等の改正を行っております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第19号大崎上島町下水道条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第12、議案第20号大崎上島町立大崎上島幼稚園管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第20号大崎上島町立大崎上島幼稚園管理条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、幼児教育、保育の無償化を実施するための子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、子ども・子育て支援法施行令第4条第1項の規定により、町が定める利用者の負担額の上限が0円になったため、授業料に関する規定である第5条から第9条まで及び別表第5条関係を削除するものでございます。

以上です。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

越田議員。

○2番（越田賢一君） ちょっと教えてください。

第5条のほうでこの無償化にかかわってなんですけども、一時預かり保育、これも無償になるんですか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（石田修次君） 一時預かり保育も無償化という形になってます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はございませんか。

越田議員。

○2番（越田賢一君） ちょっと記憶があれなんですけども、委員会の説明では一時預か

りはまた別の計算になるとかなんとかという話だったような気がするんですけども、ちょっと自分の勘違いかもしれませんけども、ということは一時預かり、今までは日額300円だったものも無償ということですか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（石田修次君） 300円については無償になります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第20号大崎上島町立大崎上島幼稚園管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第13、議案第21号大崎上島町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第21号大崎上島町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて提案説明を申し上げます。

本案は、本町の過疎地域自立促進に係る計画を変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるもの

です。

主な変更内容は、事業の実施に要する財源として過疎債を有効に活用するため、計画にハード事業2事業を追加、1事業を修正し、その他記載事項について所要の変更を行うものです。

詳細については、担当課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 大崎上島町過疎地域自立促進計画の一部変更により追加計上しております事業等について説明を申し上げます。

平成28年3月に策定の過疎地域自立促進計画にハード事業2事業を追加、1事業を修正いたしまして計画を変更するものでございます。追加事業といたしましては、産業の振興、基盤整備の水産業に事業内容として漁船保全施設の整備を、教育の振興、集会施設、体育施設の集会施設に事業内容として屋内外運動場整備事業を加え、修正事業につきましては、教育の振興、幼稚園の事業内容、木江幼稚園改修工事、木江幼稚園園舎内エアコン設置を本年4月の幼稚園統合に伴い大崎上島幼稚園改修事業に改めるとともに、その他必要な字句訂正を行い計上しております。追加及び修正の事業につきましては、過疎債を有効活用することとし、いずれも過疎地域の振興に資する事業であること、適債性について検討いたし計上しております。

なお、計画の変更に係る広島県との協議につきましては、令和元年8月27日付で異議のない旨の回答を得ております。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○3番（閑田大祐君） この過疎計画の変更にあたって、ちょっと見た感じ場当たりの対応と捉えられかねない動きに見えるんですけども、幼稚園なんかも本来当初の段階でもう予算は上げとるわけですから、ここは前の段階で整理できとかにゃおかしいですよ。昨日の話のところなんかもそうなんですけど、特に大きな事業なんかというものはやっぱりきちんと前もって計画的に長期的な見通しを立ててやっていくべきじゃないかと思うん

ですけど、いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 閑田議員の質問にお答えします。

おっしゃられるとおり過疎計画に乗る事業につきましては町の主管事業として考えており、おっしゃられるとおりまず計画を策定し予算化するのが当然のことだと思います。以後につきましては、そのように進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第21号大崎上島町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第14、議案第22号平成31年度大崎上島町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第22号平成31年度大崎上島町一般会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、平成31年度大崎上島町一般会計予算に歳入歳出それぞれ1億9,579万

4, 000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億4,440万8,000円と定めるものです。

補正予算の主な内容は、職員の配置がえ等に伴う人件費の調整を行うとともに、庁舎改修事業、住宅新築改築助成事業、昨年7月の豪雨災害に係る農地災害復旧等に要する経費の追加、幼児教育無償化に伴う給食費に対する支援に要する経費の新たな計上とその他事業の執行に伴い、予算の補正が必要になった事業等について所要の補正を行っております。

第2表地方債の補正では、事業費等の補正に伴い、起債の限度額について補正を行っております。

歳入予算については、地方交付税等を減額し、国庫支出金、その他の特定財源を計上するとともに、繰越金を計上し、繰入金により歳入歳出予算の均衡を図っております。

詳細については、総務企画課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） それでは、補正予算の詳細について説明させていただきます。

予算書の6ページをお願いします。

第2表地方債の補正でございますが、発行額の確定、事業費等の追加に伴い限度額の調整等をいたしましたので、起債の限度額について3事業総額で1,097万6,000円の増額を行っております。

10ページをお願いします。

歳入予算でございます。

自動車取得税交付金でございますが、税制改革により10月から自動車環境性能割交付金へ移行することに伴い326万3,000円の減額を計上しております。

次に、地方特例交付金でございますが、交付額の決定に伴い126万2,000円の増額を計上しております。地方交付税でございますが、交付額の決定に伴い、普通交付税2億3,782万2,000円の減額を計上しております。

次に、分担金及び負担金の分担金でございますが、11ページをお願いします。

農林水産業費分担金では、昨年7月の豪雨災害に伴う農地災害復旧に係る受益者の分担金として農地災害復旧事業費分担金415万6,000円を追加計上しております。国庫

支出金の国庫補助金で補助金でございますが、災害復旧費国庫補助金では、農地災害復旧費国庫補助金1,135万1,000円を追加計上しております。

次に、県支出金の県負担金でございますが、広島県移譲事務交付金の額の決定に伴い、広島県市町移譲事務交付金122万円の減額、土木建築公共事業移譲交付金41万5,000円を追加いたし、県補助金の農林水産業費県補助金では、交付額の決定に伴い、ひろしまの森づくり事業交付金20万円の追加を計上しております。

12ページをお願いします。

繰入金の特別会計繰入金でございますが、介護保険事業特別会計の平成30年度事業費確定に伴う精算繰り戻し分として介護保険事業特別会計繰入金2,014万円を新たに計上し、基金繰入金では、歳入歳出予算の均衡を図るため財政調整基金1億9,351万3,000円を追加計上しております。

次に、繰越金でございますが、前年度繰越額の確定に伴い、収入額と予算計上済み額の差額1億8,511万9,000円を追加計上しております。

次に、諸収入でございますが、雑入では、平成30年度後期高齢者療養給付費負担金の精算に伴う返還金として雑入（保健衛生課）765万9,000円を計上しております。

13ページをお願いします。

次に、町債でございますが、総務債では、借入限度額の決定に伴い臨時財政対策債172万4,000円の減額、事業費の増に伴い庁舎改修事業1,190万円の追加を、土木債の河川債では、県営事業費の増額に伴い県営急傾斜地崩壊対策事業負担金80万円の追加を計上しております。

次に、自動車環境性能割交付金でございますが、自動車取得税交付金が税制改革により10月から廃止されることに伴い、歳入の款を新たに設け、326万3,000円を計上しております。

14ページをお願いします。

歳出予算でございます。

まず、会計全体にわたり人事異動等に伴う人件費の補正を行っております。

総務費でございますが、総務管理費の財産管理費では、庁舎改修事業における改修箇所  
の追加に伴い庁舎管理費1,260万9,000円の追加を、企画費では、15ページを  
お願いします、次期大崎上島町まち・ひと・しごと総合戦略の策定に要する経費として総  
合戦略会議運営事業70万8,000円の追加等を、基金費では、財政調整基金積立金

9, 300万円の追加を、教育の島推進費では、ふるさと納税の用途指定寄附金に係る補助金として教育機関誘致団体支援事業7万1,000円の追加を計上しております。徴税費の賦課徴収費では、法人税の還付等に要する経費として賦課徴収諸費1,457万8,000円の追加を計上しております。

次に、民生費でございますが、16ページをお願いします。

社会福祉費の社会福祉総務費では、国民健康保険事業特別会計繰出金80万円等の追加を、介護保険費では、介護保険事業特別会計繰出金28万1,000円の減額を、17ページをお願いします、引き続き民生費でございますが、後期高齢者医療費では、後期高齢者医療保険事業特別会計予算の補正に伴い事務費等繰出金62万9,000円の減額、健診受診者数の増見込みに伴い保険事業33万6,000円の追加を計上しており、児童福祉費の児童措置費では、幼児教育、保育無償化にあわせた給食費の支援に要する経費として認定こども園措置費164万7,000円及び施設給付型幼稚園運営費48万2,000円を追加計上しております。

18ページをお願いします。

次に、衛生費でございますが、上水道費では水道事業会計予算の補正に伴い上水道事業会計補助金599万円の減額を行っております。

次に、農林水産業費でございますが、19ページをお願いします。

農業費の農地費では、豪雨災害等に係る農業用施設整備等に要する経費の支援として農業基盤整備事業助成金150万円の追加等を、林業費の林業振興費では、交付額の決定に伴いひろしまの森づくり事業20万円の追加を、水産業費の水産業振興費では、沖浦漁港船台レール改修経費の不足分として水産振興対策諸費349万円の追加を、20ページをお願いします、引き続き農林水産業費の水産業費でございますが、漁港管理費では、特別会計予算の補正に伴い漁港管理特別会計繰出金28万2,000円の減額を、漁港建設費では、特別会計予算の補正に伴い漁業集落排水事業特別会計繰出金305万4,000円の減額を計上しております。

次に、商工費でございますが、商工費の交流定住促進費では、広島中央地域連携中枢都市圏婚活支援事業に要する負担金として交流定住促進事業25万円を計上しております。

次に、土木費でございますが、21ページをお願いします。

道路橋りょう費の道路橋りょう総務費では、特別会計予算の補正に伴い交通事業特別会計繰出金49万3,000円の追加を、道路維持費では、豪雨災害等に係る小規模生活環

境整備等に要する経費の支援として小規模生活環境整備事業助成費200万円の追加等を、道路新設改良費では、県の事業負担額の通知により県道改良事業負担金2,214万1,000円の追加を、河川費の砂防費では、旧柿ノ浦貯水池安全対策工事に係る仮設道路設置設計業務に要する経費として老朽化施設安全対策事業181万6,000円の追加を、急傾斜地崩壊対策費では、県の事業負担額の通知により県営急傾斜地崩壊対策事業負担金95万1,000円、垂水西地区堆積土撤去に要する経費として急傾斜地維持管理費225万6,000円の追加を、港湾費でございますが、22ページをお願いします、港湾管理費では、港湾管理特別会計繰出金239万7,000円の減額を、港湾建設費では、県の事業負担額の通知により県営海岸保全事業負担金76万円の追加を、都市計画費の公共下水道費では、公共下水道事業特別会計繰出金541万6,000円の追加を、住宅環境改善費では、補助金申請件数の増見込みに伴い住宅新築改築助成事業600万円の追加を計上しております。

次に、教育費でございますが、小学校費の学校施設整備費では、予算流用に伴う不足分として東野小学校改修事業228万7,000円の追加を、23ページをお願いします、社会教育費の公民館費では、経年劣化に伴う太鼓の修繕費として公民館管理運営費84万9,000円の追加を、保健体育費でございますが、体育施設費では、社会体育施設維持修繕に要する経費として社会体育施設管理費856万3,000円を追加計上しております。

次に、災害復旧費でございますが、24ページをお願いします。

昨年7月の豪雨に係る災害復旧経費として、農林水産業施設災害復旧費の農地災害復旧費に1カ所の災害復旧経費として農地災害復旧事業2,131万1,000円を追加計上しております。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳入歳出全般についての質疑を行います。

質問される方は、ページ数、款項目節を言って質問してください。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第22号平成31年度大崎上島町一般会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は原案のとおり決定されました。

暫時休憩をいたします。

10時15分から再開いたします。

午前10時04分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○議長（信谷俊樹君） 日程第15、議案第23号平成31年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第23号平成31年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ204万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,033万6,000円と定めるものです。

歳入予算では、県支出金28万7,000円、繰入金80万円、繰越金24万円、諸収入71万8,000円を追加計上し、歳出予算では、総務費20万円、保険給付費126万1,000円、国民健康保険事業費納付金17万7,000円、保険事業費40万7,000円を追加計上いたしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 出産育児一時金で増額、出産がふえるということはいいことだと思うんですけども、これで国保のところ今年度出生数の見込み、それから国保以外のところも含めた町全体としての見込みを少し教えてください。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（水下 泉君） まず、当初3名で予算を計上しておりましたところ、もう3名ほど追加の見込みが出まして、今回3名分を補正させていただきました。全体ではちょっと今数字を手元に持ってないんですけども、母子手帳の発行の数は大体三十四、五件というぐらいのところを推移しております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員、いいですか。

○3番（閑田大祐君） はい。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第23号平成31年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第16、議案第24号平成31年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第24号平成31年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,922万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,250万6,000円と定めるものでございます。

歳入予算では、国庫支出金36万2,000円、支払基金交付金51万2,000円、県支出金121万7,000円、繰越金5,738万4,000円等の追加計上及び他会計繰入金28万1,000円を全額計上しております。

歳出予算では、基金積立金2,733万3,000円、償還金及び還付加算金1,161万6,000円、繰出金2,014万円を追加計上等しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 今現在、大体15から16億円ぐらいの総額の予算規模のところでの介護保険事業をやっているわけですが、これから介護に係る費用というのはふえてくると思うんですけども、いわゆる団塊の世代と呼ばれる人口の多い世代の方たちが後期高齢に入ってくる2025年あたりぐらいのところから、ただこれは年齢が来ればというものではないでしょうし、もうそろそろ増加の見込みの段階に来ていると思うんですけども、例えば5年後あたりのところでこの予算規模がどのように推移していくのか、少し考えをお聞かせください。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 閑田議員の質問にお答えします。

介護保険の事業費ですが、28年度をピークに29年度以降減少しております。31年以降ですが、先ほどおっしゃられたように団塊の世代の方とかが高齢者になっておりますので、推計出しておりませんが徐々には上がっていくものと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第24号平成31年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第17、議案第25号平成31年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第25号平成31年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,745万4,000円と定めるものです。

歳入予算では、後期高齢者医療保険料15万円、繰入金62万9,000円を減額する一方、繰越金132万8,000円を追加計上しております。

歳出予算では、広域連合納付金54万9,000円を追加計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第25号平成31年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第18、議案第26号平成31年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第26号平成31年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ546万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,726万2,000円と定めるものです。

歳入予算では、一般会計繰入金541万6,000円、前年度繰越金4万4,000万円を追加計上しております。

歳出予算では、公共下水道総務費に人事異動等に伴う職員人件費46万2,000円を追加、公共下水道事業費では、マンホールポンプ制御盤移転に要する経費として管路施設維持管理費492万2,000円を追加計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第26号平成31年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第19、議案第27号平成31年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第27号平成31年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,976万2,000円と定めるものです。

歳入予算では、一般会計繰入金7万6,000円を減額する一方、前年度繰越金6万9,000円を追加計上しております。

歳出予算では、人事費の調整として農業集落排水総務費で7,000円の減額を計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第27号平成31年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第20、議案第28号平成31年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第28号平成31年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ299万2,000円を減額し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億143万9,000円と定めるものです。

歳入予算では、一般会計繰入金305万4,000円を減額する一方、前年度繰越金6万2,000円を追加計上しております。

歳出予算では、漁業集落排水総務費において、人事異動に伴う職員人件費346万6,000円と減額を、漁業集落排水事業費では、マンホールポンプ場移設設計に要する経費として管路施設維持管理費168万2,000円の追加計上をしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第28号平成31年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第21、議案第29号平成31年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第29号平成31年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算

(第1号)について提案説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ229万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,035万1,000円と定めるものです。

歳入予算では、一般会計繰入金239万7,000円を減額する一方、繰越金10万5,000円を追加計上しております。

歳出予算では、人事異動に伴う職員人件費229万2,000円を減額計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

議案第29号平成31年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第22、議案第30号平成31年度大崎上島町漁港管理特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第30号平成31年度大崎上島町漁港管理特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、平成30年度決算に伴う繰越金の繰越額の確定により、歳入予算の補正を行うもので、補正後の歳入歳出予算の総額に増減はありません。

内容は、繰越金28万2,000円を追加計上する一方、繰入金28万2,000円を減額計上いたしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第30号平成31年度大崎上島町漁港管理特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第23、議案第31号平成31年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第31号平成31年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算

(第1号)について提案説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億24万8,000円と定めるものです。

歳入予算では、離島航路費県補助金127万8,000円を減額する一方、一般会計繰入金49万3,000円、繰越金96万3,000円を追加計上しております。

歳出予算では、職員人件費17万8,000円を追加計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(信谷俊樹君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長(信谷俊樹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長(信谷俊樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第31号平成31年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長(信谷俊樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり決定されました。

○議長(信谷俊樹君) 日程第24、議案第32号平成31年度大崎上島町水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(高田幸典君) 議案第32号平成31年度大崎上島町水道事業会計補正予算(第

1号) について提案説明を申し上げます。

本案は、収益的収支及び支出の予定額において水道事業収益を5億3,315万円、水道事業費用を5億3,043万3,000円、資本的支出の予定額を1億3,943万2,000円と定めるものです。

水道事業収益では、営業外収益の一般会計補助金599万円の減額を、水道事業費用では、営業費用の職員給与費等599万円の減額計上をしております。

資本的支出では、田戸加圧ポンプ所周辺整備に要する経費として建設工事費314万3,000円を追加計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第32号平成31年度大崎上島町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第25、議案第33号財産の取得についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第33号財産の取得について提案説明を申し上げます。

本案は、去る7月2日に小型動力ポンプ付普通積載車2台の購入に係る指名競争入札を執行した結果、株式会社三葉ポンプが落札し、7月5日に契約金額1,518万円で仮契約を締結いたしましたので、大崎上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

購入の消防車両は、大崎上島町消防団車両整備更新計画により、大崎上島町消防団第5分団第2部及び第7分団第2部にそれぞれ配備することとしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

越田議員。

○2番（越田賢一君） 今回、車両の購入ということなんですけども、これ、数年前から各消防団の車両を順次古いもの、不備があるものから更新しているところなんですけども、一巡したら恐らく数年前から更新している車両が多分15年ぐらいだったと思うんですけども、それ以前は大体20年か25年ぐらいで更新して、周辺の他の市町も大体20年ぐらいでやってるみたいなんですけども、という計算上5年ぐらい空白の期間があるのかなとは思いますが、今後の見通しを教えてください。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 越田議員のご質問にお答えします。

大崎上島町消防団車両整備更新計画におきまして、令和6年まで更新が続きます。その後2年間空白があきまして、令和9年度から更新、そのときは垂水と盛谷が20年超えますので、そこからまた更新が始まる予定でございます。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質問はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第33号財産の取得についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第26、議案第34号平成31年度大崎上島町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第34号平成31年度大崎上島町一般会計補正予算（第3号）について提案説明を申し上げます。

本案は、平成31年度大崎上島町一般会計予算に歳入歳出それぞれ457万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億4,897万9,000円と定めるものです。

補正予算の内容は、法人町民税予定納付額超過に伴う還付金、還付加算金の不足額について補正を行うものです。

補正予算の財源については、繰入金により賄うこととしております。

以上です。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第34号平成31年度大崎上島町一般会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第27。

お諮りします。

大崎上島町議会委員会条例第6条の規定により、委員6名で構成する決算特別委員会を設置したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会を設置することに決定しました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員については、委員会条例第8条の規定により閑田大祐議員、越田賢一議員、前田 太議員、尾尻康二議員、森若 巖議員、上青木 至議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。ただいま指名しました6名を決算特別委員会委員に選任することに決定しました。

先ほど設置されました決算特別委員会の委員長に前田 太議員、副委員長に上青木 至議員が選任されましたので報告いたします。

○議長（信谷俊樹君） 日程第28、認定第1号平成30年度大崎上島町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第39、認定第12号平成30年度大崎上島町水道事業会計決算認定について一括上程することにご異議ございませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議はないようなので、認定第1号から認定第12号まで一括上程させていただきます。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 認定第1号から認定第12号、平成30年度大崎上島町一般会計特別会計及び公営企業会計の決算について認定を求めることについて提案説明を申し上げます。

本決算認定は、認定第1号から第11号までは平成30年度一般会計外10の特別会計の歳入歳出決算について、認定第12号については平成30年度水道事業会計決算について、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

まず認定第1号から第11号までは、いずれの会計も実質収支は黒字となっております。

一般会計については、繰上償還に伴う公債費、学習交流センター整備事業の終了による事業費等の減額が、定住促進住宅建設事業、平成30年度7月豪雨による災害復旧費等の増額を大幅に上回ったことにより、決算規模としては総額で前年度と比較して約4億7,900万円、5.9%の減額決算となっております。今後の財政運営を考えますと、普通交付税の合併に係る特例措置として算定がえの終了に伴う激変緩和措置が平成30年度で終了したので、その対応としてますます慎重な財政運営を行う必要があると認識しております。

また、国民健康保険事業、介護保険事業、下水道事業等、いずれの特別会計についても事業運営が大変厳しい時期を迎えることとなり、一般会計と同様、慎重な財政運営を行う必要があると考えております。普通会計ベースの財政指標については、前年度と比較しておおむね良好な状況にありますが、先ほど申し上げたように慎重な財政運営を行う必要があることには変わりはないと考えております。今後はより一層の財政基盤の健全化を図りながら、大崎上島町長期総合計画及び大崎上島町まち・ひと・しごと総合戦略に盛り込まれた各種施策の積極的かつ着実な執行に努めてまいります。

次に、認定第12号水道事業会計決算でございますが、経営状況としては、総収益4億6,634万9,000円対し、総費用は4億5,553万3,000円となり、1,081万6,000円の純利益となっております。今後も、有収率の向上を図るなど安全で

良質な水道水の安定供給とともに、受益者負担の適正化等、安定的な経営基盤の確立に努めてまいります。

決算書には、監査委員の意見書、その他主要施策の成果等、政令で定める書類をあわせて提出しております。

以上でございます。慎重審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

平成30年度の主要施策の成果に関する説明書が添付されてありますが、担当課からの説明を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議はないようなので、省略させていただきます。

引き続き、澤田武義代表監査委員から、平成30年度大崎上島町一般会計、特別会計歳入歳出決算審査意見及び大崎上島町水道事業会計決算審査意見書について報告を求めます。

澤田委員、前壇によろしく申し上げます。

○代表監査委員（澤田武義君） それでは、平成30年度大崎上島町一般会計及び特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見について報告いたします。

初めに、審査の対象については、1つに平成30年度大崎上島町一般会計歳入歳出決算。2つ目に、平成30年度大崎上島町特別会計歳入歳出決算。これは、国民健康保険事業特別会計等の特別会計の決算についてであります。3つ目に、平成30年度基金運用状況。審査の対象となった運用基金は、国光奨学金基金、古田奨学金基金、土地開発基金についてであります。

審査の期間は、当年8月1日から8月7日まで実施いたしました。

審査の方法。

各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に準拠して作成されているか、これらの決算計数が関係諸帳簿及び証書類との照合により正確かどうかを確かめるとともに、定期監査、例月現金出納検査の結果も参考にしながらその適否を審査した。また、基金の運用状況については、基金運用状況報告書に基づき、計数の正否を確かめるとともにその内容を審査いたしました。

審査の結果、審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関す

る調書及び財産に関する調書は、いずれも地方自治法関係法令に定める様式に準拠して作成され、これらの計数は関係諸帳簿と符合して正確であり、予算の執行は適正であると認められた。また、基金運用状況報告書についても計数は正確であり、運用状況は適切であると認められた。

なお、一般会計、特別会計の決算及び基金運用状況の概要は、報告書3ページから62ページまでと資料65ページ以下に記載しておりますが、詳細は省略させていただき、63ページ「むすび」の部分に概要と意見を記載しておりますので、これを読み上げて報告とさせていただきます。

決算状況について。

一般会計における決算状況は、歳入78億4,366万5,000円、歳出75億7,560万1,000円、差し引き2億6,806万4,000円の黒字で、翌年度に繰り越すべき一般財源8,294万4,000円を差し引いた実質収支は1億8,512万円の黒字であります。単年度収支は4,554万円の黒字となっている。これを前年度と比べると、歳入で4億7,694万4,000円、歳出で4億7,897万1,000円といずれも減少しているが、形式収支では202万7,000円の増加、実質収支で505万8,000円増加している。単年度収支については2億836万3,000円増加している。

特別会計における決算状況は、10の会計の合計は歳入32億6,796万6,000円、歳出32億747万3,000円、差し引き6,049万3,000円で、10の会計の実質収支は黒字となっている。

これにより、平成30年度の一般会計、特別会計の決算額は、歳入111億1,163万1,000円、歳出107億8,307万4,000円であり、差し引き3億2,855万7,000円の黒字である。実質収支は2億4,561万3,000円の黒字であり、単年度の収支についても1,722万4,000円の黒字である。

財政指標を前年度と比較すると、財政力指数は0.053ポイント向上し、経常収支比率は1.7ポイント向上している。

積立基金では、財政調整基金残高22億9661万7,000円は前年度と比較すると3.2%減少し、国民健康保険財政調整基金残高7,087万3,000円は24.1%減少しており、基金積立金全体の現在高は0.7%減の60億3,034万3,000円となっている。

また、未収金の状況は、前年度1億2,093万7,000円から358万円増額し、1億2,451万2,000円となっている。

総括意見。

健全で中・長期的に安定した財政運営を行っていくためには、安定した収入確保に向けた取り組みや経常的な経費の削減を継続していく必要があります。

町税の収納率は、30年度98.7%とここ数年向上しており、債権差し押さえ等の滞納処分の実施や、水道事業では給水停止処分等により債権の回収を図っていることは高く評価できます。

未収金については、担当課において早期の滞納整理回収と現年度発生分の未然防止に努めるとともに、大崎上島町債権確保対策委員会で情報共有を行い、債権確保回収に向けた具体的な取り組みをお願いしたい。

補助金の交付に当たっては、補助金交付要綱の手続にのっとるとともに、評価、検証を行い、適正な執行に努めていただきたい。

第2次長期総合計画の重点プロジェクトである教育の島プロジェクトでは、各事業への精力的な取り組みにより、高校の魅力化、定住促進、雇用の創出等々の成果が具体的に顕在化されています。今後も各分野の重点プロジェクトの目的の実現に向けて、健全財政を維持しながら着実に実施されるよう要望いたします。

続きまして、平成30年度大崎上島町水道事業会計決算審査意見書について報告いたします。

審査の対象は、平成30年度大崎上島町水道事業会計決算についてでございます。

審査の期間は、8月1日から8月7日まで実施いたしました。

審査の方法については、決算報告書、財務諸表、その他関係書類が法令に定める様式に準拠して作成され、かつ水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するために総勘定元帳、その他関係帳票及び諸書類との照合を実施しました。

審査の結果、水道事業会計の決算報告書、財務諸表、その他関係書類はいずれも地方公営企業法関係法令に定める様式に準拠して作成され、当年度の経営成績及び当年度末の財政状態を適正に表示しているものと認めました。

水道事業会計の概要は、当資料の2ページから10ページと13ページ以降の補足書類に記載しておりますが、詳細は省略させていただき、11ページの「むすび」の部分に概要と意見を記載しておりますので、これを読み上げ、報告とさせていただきます。

当年度の経営成績について。

総収益は、前年度に比べ230万3,000円増加した4億6,634万9,000円、総費用は、670万8,000円減少した4億5,553万3,000円となった。その結果、純利益は、901万1,000円増加した1,081万6,000円を生じ、当年度末当年度末処分欠損金は951万5,000円となっている。収益の増加は、主に給水収益が微減したが補助金の増加によるものである。費用の減少は、受水費が増となったが減価償却費支払い利息が減少したことによるものであります。

当年度の建設改良事業は、管路の整備及び施設の最適化を目的とした連絡管布設工事などが実施されており、水道施設の継続的な維持管理に努めている。

給水事業については、前年度と比べ給水人口は7,352人で186人減少し、年間有収水量は、5万2,000立米減少した118万3,000立米となっている。給水収益は2億7,062万9,000円で、前年度と比べて971万3,000円減少している。

以上のように、当年度の運営状況は一定の純利益を確保され、経常収益の経常費用に対する割合である経常収支比率も前年度と比べ1.7%下がり、99.2%となっていますが、その要因は一般会計からの補助金3,800万円余りであります。また、有収率は、前年度と比べ1.3ポイント悪化の84.2%と県内平均を大きく下回っており、現在努力している漏水調査等を加速強化し、早期の漏水防止に努めてください。

現在、設置されている大崎上島町上下水道経営審議会においては、受益者負担のあり方等を十分検討され、早期の改善を要望します。

今後とも、水道水の安定した供給と安全で良質な水質の維持など、住民生活に欠かすことのできないライフラインとして持続可能な経営基盤の確立に努められるよう望みます。

以上、2件を決算審査及び意見の報告といたします。

大崎上島町監査委員澤田武義、同じく道林清隆。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで決算審査意見書の説明を終わります。

なお、質疑については事前に通告されるように通知していましたが、通告はありませんでしたので、質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま上程しております認定第1号から認定第12号までを先ほど設置されました決

算特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第40、発議第1号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）についてを議題といたします。

提出者より説明を求めます。

閑田大祐議員。

○3番（閑田大祐君） 発議第1号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）について、上記の議案を大崎上島町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和元年9月20日。提出者、大崎上島町議会議員閑田大祐。賛成者、同じく町議会議員渡辺年範、同じく越田賢一、同じく水橋直行、同じく前田 太、同じく道林清隆。

意見書ですが、地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化などが進行する中での医療、介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員を初めとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

政府の骨太2018では、地方の一般財源総額について2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされ、2019年度の地方財政計画でも一般財源総額は6兆2,072億円となり、過去最高水準となりました。

しかし、一般財源総額の増額分も保育の無償化などの国の政策に対応する財源を確保した結果であり、社会保障費関連を初めとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実強化が求められています。

このため、2020年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

1、社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。

2、子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。とりわけ、保育の無償化に伴う地方負担分の財源確保を確実に図ること。

3、地方交付税におけるトップランナー方式の導入は、地域によって人口規模、事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止、縮小を含めた検討を行うこと。

4、まち・ひと・しごと創生事業費として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。

5、2020年度から始まる会計年度任用職員の処遇改善のための財源確保を図ること。

6、森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を進め、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直しを進めること。

7、地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税、消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど抜本的な解決策の協議を進めること。同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保を初め、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

8、地方交付税の財源保障機能、財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

9、依然として4兆円規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

10、自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年9月20日、大崎上島町議会。

慎重審議の上、よろしく願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） これで趣旨説明を終わります。

質疑、討論を省略いたします。

これより発議第1号地方財政の充実・強化を求める意見書(案)についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長(信谷俊樹君) 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり決定されました。

○議長(信谷俊樹君) 日程第41、各常任委員会及び議会運営委員会、各特別委員会の閉会中の事務調査の承認についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長、各特別委員長から各委員会において事務調査の事件について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長(信谷俊樹君) 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査と決定されました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって、本日は閉会いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長(信谷俊樹君) 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定されました。

これで令和元年第3回大崎上島町議会定例会を閉会いたします。

澤田議員、代表監査委員、ご苦労さまでした。

午前11時12分 閉会

会議経過を記載してその相違ないことを証するため署名する。

議 長

署名議員

署名議員